鳥取県福祉のまちづくり条例(平成２０年鳥取県条例第２号)新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　後 | 改　正　前 |
| (建築の規模の引下げ) | (建築の規模の引下げ) |
| 第１４条　法第１４条第３項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第１の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が１，０００平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が２００平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。 | 第１４条　法第１４条第３項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第１の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。)をする場合において、当該特別特定建築物の床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。)の場合にあっては、当該増築等に係る部分(耐震改修により増加する部分を除く。)の床面積。以下同じ。)の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が１，０００平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。ただし、床面積の合計が２００平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。 |
| （１）　令第１８条第２項第１号、第３号、第４号及び第７号(これらの規定を令第２５条第１項(同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準 | （１）　令第１８条第２項第１号、第３号、第４号及び第７号に定める基準 |
| （２）　主たる出入口に係る令第１８条第２項第２号イ(令第２５条第１項(同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準(幅７０センチメートルを超える部分に限る。) | （２）　主たる出入口に係る令第１８条第２項第２号イに定める基準(幅７０センチメートルを超える部分に限る。) |
| （３）　便所の出入口に係る令第１８条第２項第２号(令第２５条第１項(同条第３項において読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)に定める基準 | （３）　便所の出入口に係る令第１８条第２項第２号に定める基準 |
| (建築物移動等円滑化基準の付加等) | (建築物移動等円滑化基準の付加等) |
| 第１５条　略 | 第１５条　略 |
| ２　条例対象小規模特別特定建築物については、前項の規定にかかわらず、法第１４条第３項の条例で建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、令第１１条から第１７条まで及び第２０条から第２４条までに定める事項の例によるもの、次条から第２３条までに定める事項並びに別表第２に定める事項とする。 |  |
| ３　前２項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。 | ２　前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。 |
| (便所) | (便所) |
| 第１７条　略 | 第１７条　略 |
| ２　前項の便所のうち１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)は、次に掲げるものでなければならない。 | ２　前項の便所のうち１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)は、次に掲げるものでなければならない。 |
| （１）　略 | （１）　略 |
| （２）　別表第３の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。 | （２）　別表第２の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。 |
| （３）　別表第４の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも１以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 | （３）　別表第３の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも１以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 |
| ア　ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備(他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。) | ア　ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備(他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。) |
| イ　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房 | イ　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房 |
| ３　車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。 | ３　車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。 |
| （１）・（２）　略 | （１）・（２）　略 |
| （３）　別表第５の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 | （３）　別表第４の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。 |
| ４・５　略 | ４・５　略 |
| (移動等円滑化経路) | (移動等円滑化経路) |
| 第１９条　略 | 第１９条　略 |
| ２　移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 | ２　移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 |
| （１）　当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。 | （１）　当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。 |
| ア　出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 | ア　出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 |
| （ア）　当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合 | （ア）　当該出入口がアーケードその他の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合 |
| （イ）　増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。 | （イ）　増築等の場合において、当該出入口は改修されず、かつ、敷地境界線に接しているとき。 |
| （ウ）　当該出入口に風除室を設ける場合 | （ウ）　当該出入口に風除室を設ける場合 |
| イ　別表第６の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 | イ　別表第５の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 |
| （２）　当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。 | （２）　当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。 |
| ア　末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が２００平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。 | ア　末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が２００平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。 |
| イ　別表第７の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。 | イ　別表第６の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。 |
| ウ　次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が１，０００平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。 | ウ　次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が１，０００平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。 |
| （ア）　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | （ア）　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 |
| （イ）　公共体育館等(一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。)若しくはボーリング場又は遊技場 | （イ）　公共体育館等(一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。)若しくはボーリング場又は遊技場 |
| エ　次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が５，０００平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。 | エ　次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が５，０００平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。 |
| （ア）　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | （ア）　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 |
| （イ）　集会場又は公会堂 | （イ）　集会場又は公会堂 |
| （ウ）　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | （ウ）　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 |
| （エ）　ホテル(宿泊者以外の利用がある場合に限る。) | （エ）　ホテル(宿泊者以外の利用がある場合に限る。) |
| （オ）　保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署 | （オ）　保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署 |
| （カ）　公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場 | （カ）　公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場 |
| （キ）　博物館、美術館又は図書館 | （キ）　博物館、美術館又は図書館 |
| （ク）　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(以下「ターミナル」という。) | （ク）　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(以下「ターミナル」という。) |
| （３）～（５）　略 | （３）～（５）　略 |
| (共同住宅の特例) | (共同住宅の特例) |
| 第２０条　略 | 第２０条　略 |
| ２　準移動等円滑化経路は、別表第８に掲げるものでなければならない。 | ２　準移動等円滑化経路は、別表第７に掲げるものでなければならない。 |
| (公益事業の事務所の特例) | (公益事業の事務所の特例) |
| 第２１条　略 | 第２１条　略 |
| ２　準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第９に掲げるものでなければならない。 | ２　準視覚障害者移動等円滑化経路は、別表第８に掲げるものでなければならない。 |
| (公立小学校等及び追加した特別特定建築物に関する読替え) | (追加した特別特定建築物に関する読替え) |
| 第２３条　公立小学校等及び第１３条各号に掲げる特定建築物に対する第１７条第１項及び前条第１項の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 | 第２３条　第１３条各号に掲げる特定建築物に対する第１７条第１項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 |
| 別表第１(第１４条関係) | 別表第１(第１４条関係) |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 規模 |
| 公立小学校等 | 令第１８条第２項第５号に定める基準を適用する場合(以下「エレベーターの場合」という。) | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準(令第１４条第１項に定める基準を除く。)を適用する場合 | 全て |
| 特別支援学校 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 各種学校又は専修学校 | 令第１４条第１項に定める基準を適用する場合 | 床面積の合計２，０００平方メートル以上 |
| 令第１８条第２項第２号(主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第７号に定める基準を適用する場合(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。) | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校 | 令第１４条第１項に定める基準を適用する場合 | 床面積の合計２，０００平方メートル以上 |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 病院 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 診療所 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 集会所又は公会堂 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 展示場 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| ホテル又は旅館 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 客室の総数が１０以上、かつ、床面積の合計２００平方メートル以上 |
| 公益事業の事務所 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 共同住宅、寄宿舎又は下宿 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 公共体育館等又はボーリング場 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 遊技場 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 第１３条第５号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 博物館、美術館又は図書館 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 公衆浴場 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計２００平方メートル以上 |
| 自動車教習所等 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| ターミナル | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。) | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 公衆便所 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５０平方メートル以上 |
| 公共用歩廊 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 規模 |
| 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの(以下「公立小学校等」という。) | 令第１８条第２項第５号に定める基準を適用する場合(以下「エレベーターの場合」という。) | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準(令第１４条第１項に定める基準を除く。)を適用する場合 | 全て |
| 特別支援学校 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 各種学校又は専修学校 | 令第１４条第１項に定める基準を適用する場合 | 床面積の合計２，０００平方メートル以上 |
| 令第１８条第２項第２号(主たる出入口に適用する場合に限る。)及び第７号に定める基準を適用する場合(以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。) | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校 | 令第１４条第１項に定める基準を適用する場合 | 床面積の合計２，０００平方メートル以上 |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 病院 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 診療所 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 集会所又は公会堂 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 展示場 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| ホテル又は旅館 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 客室の総数が１０以上、かつ、床面積の合計２００平方メートル以上 |
| 公益事業の事務所 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 共同住宅、寄宿舎又は下宿 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 公共体育館等又はボーリング場 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 遊技場 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 第１３条第５号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 博物館、美術館又は図書館 | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 公衆浴場 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| 飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１００平方メートル以上 |
| 理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計２００平方メートル以上 |
| 自動車教習所等 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５００平方メートル以上 |
| ターミナル | エレベーターの場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 全て |
| 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。) | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |
| 公衆便所 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計５０平方メートル以上 |
| 公共用歩廊 | 玄関及び敷地内通路の場合 | 全て |
| その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合 | 床面積の合計１，０００平方メートル以上 |

 |
| 備考　工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物(令第５条に定める用途のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のものを除く。)は、特別特定建築物には含まれないものとする。 | 備考　工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物(令第５条に定める用途のうち床面積の合計が２，０００平方メートル以上のものを除く。)は、特別特定建築物には含まれないものとする。 |
| 別表第２(第１５条関係)１　次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。(１)　建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合　利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路(２)　建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路２　移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。(１)　当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、令で定める幅の基準に３０センチメートルの幅の基準を付加したものであること。(２)　当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、階段に代わるものにあっては令で定める幅の基準に３０センチメートルの幅の基準を付加したものであること。(３)　当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ア　令で定める幅の基準に３０センチメートルの幅の基準を付加したものであること。イ　傾斜路の幅は、段に代わるものにあっては令で定める幅の基準に３０センチメートルの幅の基準を付加したものであること。 |  |
| 別表第３(第１７条関係) | 別表第２(第１７条関係) |
| 略 | 略 |
| 別表第４(第１７条関係) | 別表第３(第１７条関係) |
| 略 | 略 |
| 別表第５(第１７条関係) | 別表第４(第１７条関係) |
| 略 | 略 |
| 別表第６(第１９条関係) | 別表第５(第１９条関係) |
| 略 | 略 |
| 別表第７(第１９条関係) | 別表第６(第１９条関係) |
| 略 | 略 |
| 別表第８(第２０条関係) | 別表第７(第２０条関係) |
| 略 | 略 |
| 別表第９(第２１条関係) | 別表第８(第２１条関係) |
| 略 | 略 |